

# 熱海市下水道のあゆみ

## 公共下水道事業の概要

### 熱海地区

本市の下水道事業は、昭和 25 年に国際観光温泉文化都市建設法の適用をうけ、都市造りの一環として、日本下水道協会に設計を依頼した。第 1 期下水道築造工事を 3 ヶ年継続事業として実施することの議決を得、昭和 26 年 1 月厚生・建設各大臣の築造認可を受け下水道管渠埋設工事に着工した。昭和 27 年 1 月渚簡易処理築造の認可を得て工事に着手、同年 7 月に竣工し排水処理を開始した。

一方、戦後の急激な経済成長は第三次産業の発展をもたらし、河川・海洋の水質汚濁、環境の悪化による公害問題を引き起こし、下水処理においても渚簡易処理施設ではし尿処理に行詰まり、昭和 32 年 2 月処理能力 25,000 人のし尿消化タンクを造り一部の緩和策を講じた。しかしレジャーブームの波にのる観光客の増加に伴い根本的な解決策は、「完全な下水道終末処理場の建設以外に方法がない」という結論により、昭和 32 年 9 月の定例会市議会において下水道促進に関する意見書が議決された。同年同月都市計画法に基づき下水道事業 10 ヶ年計画(第 1 期計画)の事業決定を受け、翌昭和 33 年 5 月第 1 期計画 30,000 人の処理能力を有する下水道終末処理場の築造認可を得た。又管渠埋設工事は昭和 32 年より再開し、議会においては下水道の促進を図るため下水道促進特別委員会が設置された。

建設用地については、錦ヶ浦に隣接する海岸空地进行を埋立て、処理場を建設することになった。しかし、昭和 33 年夏になって、地元の一部より建設反対の運動がおこり、一時は計画を放棄せざるをえないような状態にまでなってしまった。この間市当局においては、地元との円満な解決を図るため、昭和 36 年 6 月に下水道促進特別委員会の協力のもとに、市民への広報活動を積極的に推進するかたわら下水道の権威者を招いて研究をした結果、風致を阻害しないような地下構造とし、処理施設の上に集会場その他の観光施設をつくり、臭気の防止と脱臭に十分な対策をたてることによって、3 ヶ年余にわたる反対運動に終止符がうたれた。

そこで昭和 37 年 7 月に処理場と観光施設との合同起工式が挙行され、7,500 坪の用地造成工事に着手したが、それ以後は観光施設との関連から民間ベースにより、昼夜兼行で工事がすすめられ、一部が使用可能な状態になったので運転予定を繰り上げ、昭和 40 年 8 月に通水式が行われた。

この処理場の計画処理区域は、用途地域制の施行されている熱海地区の 338 h a で第 1 期の処理区域は商業地区のうち 60.05 h a であり、その 70%の地域が処理可能となった。

計画によると、処理人口は平均して 178 人/h a とし、1 日平均汚水量を 300 ㍓/1 人、

温泉汚水 400 ㍓/1 人、地下水量は総汚水量の約 15%として算出し、観光人口を考慮したうえ、1 人 1 日当りの汚水量 800 ㍓と見込んでおり、日平均処理水量の 1.5 倍、36,000m<sup>3</sup>/日を日最大処理水量としている。

この終末下水処理場（第 1 浄水管理センター）は熱海港に隣接し、付近にホテル・旅館等の観光施設がある関係上、周囲の景観と環境衛生の面には十分な考慮を払い、事務所・管理室等やむをえないものだけを地上におき沈砂池・ポンプ室等は地下構造とした。また沈殿池・高速エアレーションタンクの上を覆いその上に観光施設が設けられた。この観光施設は民間業者を誘致することになり、選考の結果、後樂園スタジアムの熱海進出が決定した。現在レストセンター、娯楽施設・ホテルが処理場を包んでいるが、第二期計画の用地には、プール・屋外娯楽施設が築造されて、昭和 40 年 8 月に開園され、地上はレクリエーションセンター・地下は下水処理場というこのような施設ではあまり類のない形態が誕生したので、近隣市町村をはじめ全国各地から多くの見学者がおとずれた。

しかしその後の使用水量の増大・排水の上乗せ規制の実施により、処理場の増設を迫られました。埋立てによる以外に用地の確保ができないので、2 つ目の浄水管理センターは、①埋立て工事と併行して築造ができること。②工期が短く早期通水が可能なこと。③経済的で安全な工法であること。④観光地であるので現地作業が少なく、環境を阻害しないこと等特殊事情を考慮した上で、処理施設は「鋼殻鉄筋コンクリート方式沈設工法」を採用し、昭和 55 年に先ず護岸工事に着手し、続いて翌 56 年からの処理施設の建設にかかり、昭和 60 年 7 月に完成し供用を開始した。（第 2 浄水管理センター）

その後、第 1 浄水管理センターの老朽化及び処理能力の低下等による施設の廃止と南熱海地区及び伊豆山地区の汚水を第 2 浄水管理センターに集めて集中管理を行なう計画決定により、平成 5 年度に第 2 浄水管理センター増設工事に着手、工事費約 75 億円で平成 9 年度に完成した。この完成により 10 年度に第 1 浄水管理センターを廃止した。

第 1 浄水管理センターの廃止に伴い、処理施設の名称を「浄水管理センター」に統一した。

## 泉地区

泉地区における生活排水等の汚水については、温泉汚水を除き神奈川県湯河原町に処理を委託し昭和 61 年から湯河原町浄化センターにおいて浄化処理を行っている。

## 伊豆山地区

伊豆山地区下水道整備については、南熱海地区の汚水処理計画と同様に、現在の浄水管理センターに生活排水を集め浄化することにより、効率的な維持管理及び事業運営を図ることが出来るので、平成 8 年度において、中継ポンプ場の建設及び面整備に係る下水道管の埋設工事等整備計画の決定をみた。同年度から平成 17 年度の 10 年間に約 35 億円の事業費により当該地区の下水道整備を開始したものである。

基本計画においては、全体計画区域は 210ha、認可区域は 91ha で現在、伊豆山浜幹線及び鳴沢川幹線並びに街中における下水道管の埋設工事の施工を行っている。又中継ポンプ場用地は平成 10 年度に土地開発公社から購入し、12 年度から工事着手、14 年度に完成した。

伊豆山地区は 15 年 6 月に供用開始した。

## 多賀・網代地区（南熱海地区）

南熱海地区下水道整備については、処理場建設用地の確保が困難であり、汚水処理は一ヶ所で集中管理をすることにより、効率的な維持管理及び事業運営が図れることで、現在の浄水管理センターに当該地域の汚水を集め浄化する整備計画が平成 8 年度に決定した。平成 8 年度～17 年度迄の 10 年間に約 116 億円の巨額の投資による下水道設備を開始したものである。基本計画においては、全体計画区域は 260ha で、この内第 1 工区として、上多賀～下多賀岡地GS間の 75ha の事業認可をうけた。全体計画人口は 15,000 人・認可人口は 5,200 人・全体計画汚水量は 21,600 m<sup>3</sup>/日・認可汚水量は 6,600m<sup>3</sup>/日である。

南熱海中継ポンプ場は平成 14 年度末完成し、上多賀地区の一部を平成 15 年 12 月 1 日の供用開始と共に送水を開始した。

現在、平成 15 年度から 17 年度にかけて網代多賀幹線（シールド工 延長 1438.83m）が完成し、中野・下多賀地区の一部を平成 18 年 4 月 1 日より供用開始した。